

福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

(平成19年4月1日規則第14号)

最終改正：平成30年12月27日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(行政文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、希望する開示の実施方法とする。
2 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（様式第1号）とする。

(行政文書開示決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定による行政文書の全部を開示する旨の決定 行政文書開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 条例第11条第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定 行政文書一部開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 条例第11条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定 行政文書不開示決定通知書（様式第4号）

(行政文書開示決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、行政文書開示決定等期間延長通知書（様式第5号）とする。

(行政文書開示決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する書面は、行政文書開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）とする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第15条第1項に規定する書面は、事案移送通知書（様式第7号）とする。

(第三者保護に関する手続)

第7条 条例第16条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見を求める理由
- (4) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第16条第1項又は第2項の規定による通知は、行政文書の開示に対する意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第16条第1項及び第2項に規定する意見書は、行政文書の開示に対する意見書（様式第9号）とする。

4 条例第16条第3項の規定による通知は、行政文書の開示決定についての通知書（様式第10号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第8条 条例第17条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 原本である録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴又はこれらを録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の原本である電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴又は当該電磁的記録をフレキシブルディスクに複写したものの交付

2 前項に規定する方法による開示は、当分の間、当該原本である電磁的記録の全部を開示する場合に行うものとする。

（写しの作成及び送付に要する費用等）

第9条 条例第19条第2項に規定する文書又は図画の写しの作成等に要する費用の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 条例第19条第2項に規定する電磁的記録の複写したものの作成に要する費用の額は、別表2に定めるとおりとする。

3 条例第19条第2項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

4 行政文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

（審査会諮問通知書）

第10条 条例第21条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実施状況の公表）

第11条 条例第26条に規定する公表は、開示請求に係る件数及び決定の状況、審査請求の状況その他必要な事項を福島県自治会館前の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月7日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）様式第1号による行政文書開示請求書は、改正後の福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則様式第1号による行政文書開示請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第1号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別表（第9条関係）

区分	金額
1 複写機による写しの交付 ア 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。） イ カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円 1枚につき30円
2 1以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
3 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 1の項ア又はイの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

別表第2（第9条関係）

区分	金額
1 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円
2 カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき30円
3 1若しくは2以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付	当該写し又は複写の作成に要する費用
4 公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用	当該写し等の送付に要する費用に相当する額

様式第1号（第2条関係）

行政文書開示請求書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

（郵便番号 ）

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者の氏名）

連絡先

（電話番号 ）

福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

行政文書の 件名又は内容	
希望する開示 の実施方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付（（1）窓口での交付（2）郵便等による交付）

※ 以下の欄には、記入しないでください。

担 当	
開示決定期限	年 月 日
備 考	

備考

- 希望する開示の実施方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
なお、「窓口」とは、後期高齢者医療広域連合事務局を指します。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

様式第2号（第3条関係）

行政文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

行政文書の件名	
開示の日時	午前 年 月 日 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
担当	電話番号 () -
備考	

備考

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

年 月 日
第 号

様

福島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することを決定したので通知します。

行政文書の件名	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	
開示しない部分	
開示しない根拠規定及びその理由	
担当	電話番号（ ） —
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

- 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当へ連絡してください。

様式第4号（第3条関係）

行政文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合
情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	
開示しない根拠 規定及びその理由	
担 当	電話番号（ ） —
備 考	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第5号（第4条関係）

行政文書開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合
情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	
福島県後期高齢者 医療広域連合 情報公開条例 第12条第1項の 規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の 期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担 当	電話番号 () -

様式第6号（第5条関係）

行政文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第13条の規定を適用することとしたので通知します。

行政文書の件名 又は内容	
福島県後期高齢者 医療広域連合 情報公開条例 第12条第1項の 規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る 行政文書のうちの 相当部分につき 開示決定等をする 期間及び当該 期間内に開示決定 等をする部分	
福島県後期高齢者医療 広域連合情報公開 条例第13条 を適用する理由	
残りの行政文書に ついて開示決定 等をする期限	年 月 日
担 当	電話番号（ ） ー

様式第7号（第6条関係）

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示について、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第15条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので通知します。

行政文書の件名 又 は 内 容	
移送をした実施 機 関 の 担 当	電話番号（ ） ー
移送を受けた 実 施 機 関	
移送を受けた 実施機関の担当	電話番号（ ） ー
移送をした理由	

備考

- 1 この開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
- 2 この事案の移送に関し不明な点は、移送をした実施機関の担当にお問い合わせください。

様式第8号（第7条関係）

行政文書の開示に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長



に関する情報が記録された行政文書について、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく開示の請求がありました。

については、同条例第16条第1項又は第2項の規定により、当該行政文書の開示決定等について意見書を提出することができることとしたので照会します。

行政文書の件名	
開示請求の年月日	年 月 日
福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第16条第1項及び第2項の規定を適用する理由	
に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
担当	電話番号（ ） ー
備考	

様式第9号（第7条関係）

行政文書の開示に対する意見書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
(代表者の氏名)
連絡先

(電話番号)

年 月 日付けで照会がありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

行政文書の件名	
意見	<p>1 開示決定に対する反対意思の有無</p> <p>有 無</p> <p>2 開示決定に反対する理由</p> <p>(1) 反対する部分</p> <p>(2) 反対する理由</p>

備考

意見の欄は、有無のいずれかのうち、該当するものを○印で囲んでください。

なお、「1 開示決定に対する反対意思の有無」の有を○印で囲んだ場合には、「(1) 反対する部分」及び「(2) 反対する理由」を具体的に記入してください。

様式第10号（第7条関係）

行政文書の開示決定についての通知書

第 号
年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合 印

に関する情報が記録された行政文書の開示の請求について、福島県後期高齢者医療広域連合
情報公開条例第16条第1項の規定により次のとおり行政文書を開示することを決定したので、同条
例第16条第3項(第22条)の規定により通知します。

行政文書の件名	
開示請求の年月日	年 月 日
開示決定を した理由	
開示される に関する 情報の内容	
開示を実施する日	年 月 日
担 当	電話番号 () -

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、福島県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号

年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 2 0 条の規定により福島県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会に諮問したので、同条例第 2 1 条の規定により通知します。

行政文書の件名 又 は 内 容	
<u>審査請求</u> の内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当	電話番号 () -
備 考	